

# 北海道釧路北陽高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年1月

北海道釧路北陽高等学校いじめ対策委員会

## 1 基本理念

「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」「いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考えはあってはならない。生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することでいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

## 2 いじめの定義

国のいじめ防止対策推進法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針、釧路市いじめ防止基本方針では、いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

## 3 いじめの理解

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒の中には「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていないから見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により配慮が必要な生徒（以下「被害生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要

な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 4 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれています。

#### 5 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び意識やふざけた意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## 6 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、釧路市教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 7 学校と教職員の責務

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます

### (1) 学校の責務

学校においては、北海道いじめの防止等に関する条例及び釧路市いじめ防止基本方針を踏まえ、次の取組を進めます。

- 学校は、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていきこうとする力を育てる。
- 学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められていることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携し、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

## (2) 教職員の責務

教職員においては、北海道いじめの防止等に関する条例及び釧路市いじめ防止基本方針を踏まえ、次の取組を進めます。

- 教職員は、生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に従って記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の上、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

## 8 学校におけるいじめの防止に関する措置

学校においては、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

釧路市立学校においては、次の取組を進めます。

- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 学校は、生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 学校は、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。

- 学校は、配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校は、生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。
- 学校は、生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 学校は、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 学校は、生徒が自主的に行うホームルームや生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

## 9 いじめの早期発見

本校において、次の取組を進めます。

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

## 【主な取組】

### 〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

### 〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目の工夫
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

### 〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

### 〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

## 10 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条に規定されているとおり

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

○ 2の「相当な期間」については、

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに釧路市教育委員会に報告し、同教育委員会はこれを市長に報告します。

市長は、釧路市総合教育会議を招集し、重大事態に対して講じるべき措置について協議します。

### (3) 調査主体及び調査組織

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

この調査は、学校から報告を受けた教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯等を踏まえ、学校が主体となって調査を行うか、釧路市教育委員会が主体となって調査を行うかを判断します。

なお、学校が主体となって調査を行った場合であっても、いじめ防止対策推進法第 28 条第 3 項の規定に基づき、同教育委員会は学校に対して必要な指導やサポートチームの派遣なども含めた適切な支援を行います。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置した、いじめ対策委員会を母体として、教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な専門家を加え、当該事態に対処する組織を設置して調査を実施します。

イ 釧路市教育委員会が主体となって調査を行う場合

いじめ防止対策委員会を調査組織とし、必要に応じて新たに適切な専門家を加え、構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第 28 条第 1 項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と釧路市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査とします。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者等に今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

(5) その他留意事項

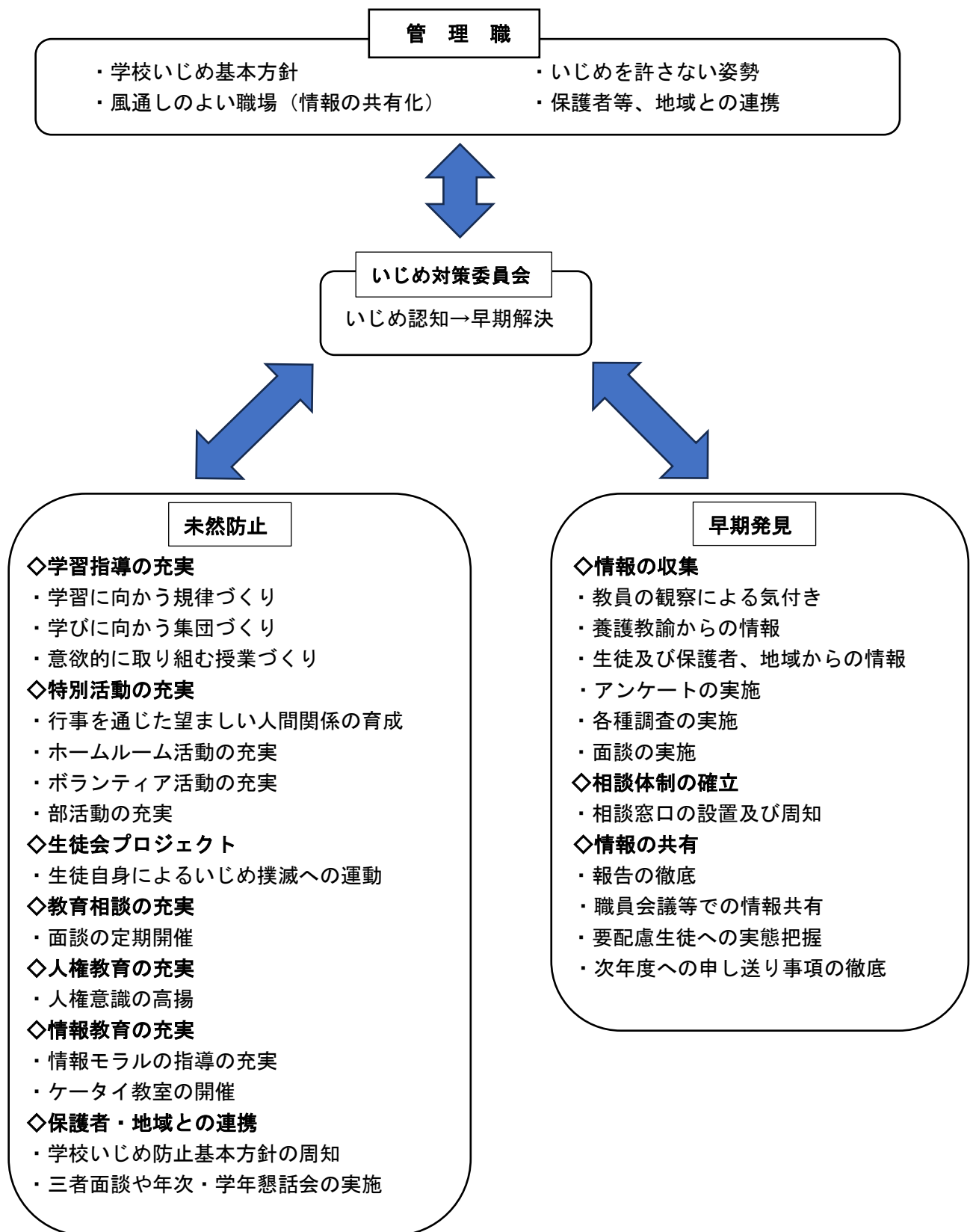
事案の重大性を踏まえ、釧路市教育委員会においては、出席停止措置の活用を検討するなど必要な対応を行います。

学校及び同教育委員会は、生徒や保護者等への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

## 11 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとします。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 早期発見のためのチェックリスト

### 1 いじめられている生徒のサイン

#### ◎ 登校時・朝のSHR

- 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない
- 教員と視線を合わせず、うつむいている
- 体調不良を訴える
- 提出物を忘れてたり、期限に遅れる
- 担任が教室に入室後、遅れて入ってくる

#### ◎ 授業中

- 保健室・トイレに行くようになる
- 教材等の忘れ物が目立つ
- 机周りが散乱している
- 決められた座席と違う席に座っている
- 教科書・ノートに汚れがある
- 突然個人名が出される

#### ◎ 休み時間等

- 食べ物にいたずらされる
- 昼食を教室の自分の席で食べない
- 用のない場所にいることが多い
- ふざけ合っているが表情がさえない
- 衣服が汚れたりしている
- 一人で清掃している

#### ◎ 放課後等

- 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている
- 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる
- 一人で部活動の準備、片付けをしている

### 2 いじめている生徒のサイン

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

### 3 教室でのサイン

- 嫌なあだ名が聞こえる
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- 筆記用具等の貸し借りが多い
- 壁等にいたずら、落書きがある
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている

#### 4 家庭でのサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあったりする
- 遊ぶ友だちが急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
- 理由のはっきりしない衣服の乱れがある
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
- 登校時刻になると体調不良を訴える
- 食欲不振・不眠を訴える
- 学習時間が減る
- 成績が下がる
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- 自転車がよくパンクする
- 家庭の品物、金銭がなくなる
- 大きな額の金銭をほしがる

#### 5 登校時・朝のSHR

##### ◎いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

月		職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	
4	事 案 発 生 時  い じ め 対 策 委 員 会  ・ 職 員 会 議	・指導方針、計画作成	・入学前の中学校との情報交換 ・ホームルームづくり ・コミュニケーション週間 ・ケータイ教室 ・春の校外清掃 ・校内巡視	・個別面談	
5			・コミュニケーション週間 ・ネット犯罪教室		
6			・コミュニケーション週間	・いじめアンケート① ・授業公開	
7			・コミュニケーション週間	・三者面談	
8			・コミュニケーション週間		
9			・コミュニケーション週間	・個別面談	
10			・コミュニケーション週間 ・秋の校外清掃		
11			・コミュニケーション週間	・いじめアンケート② ・授業公開	
12			・委員会の反省と次年度に向けての検討	・コミュニケーション週間	・個別面談
1			・年度末反省会議	・コミュニケーション週間	
2			・次年度検討会議	・コミュニケーション週間	
3			・本年度のまとめ	・コミュニケーション週間	

別紙 4

緊急時の組織的対応

